

# ～中小企業、個人事業主の皆さまへお知らせ～



厳しい経済環境の中で、積極的に事業を営む市内中小企業事業者を支援するため、市では商工業助成制度および商工業融資制度を行っています。詳しくは下記へお問い合わせください。

## 商工業融資制度

## 商工業助成制度

### ●商業関係助成制度 商工労働政課商業労働係 (TEL82・3131 (代) FAX82・6622)

事業名	内容	補助要件	経費、補助率、限度額等
<b>新規</b> 空き店舗等活用促進事業	事業者(個人・法人)、商業団体、NPOなどが空き店舗を賃借して事業を営む場合に家賃の一部を助成する。	商業団体、事業者等が空き店舗を商業、サービス業、集客に役立つ施設の用途に提供するために、経営指導員の承認を受け、新たに賃貸借契約を締結した物件	家賃相当額に2分の1を乗じて得た額の範囲内とし、月額5万円を限度とする。ただし、補助金の交付は3年以内とする。
販路拡大展示会出店事業	中小企業者等が販路拡大を目指して展示会等へ出展する場合の費用の一部を助成する。	県外の見本市、商談会等に市内の中小企業者などが出展するもの。市長が特に認めた展示会等へ市内の中小企業者が出展するもの。	出展小間料および小間内装飾費用に3分の1を乗じて得た額の以内とし、5万円を限度とする。ただし、補助金の交付は1事業者につき1年度当たり1回とする。
街路灯維持管理事業	商店街等が所有している街路灯の適正な維持管理に要する経費に対し、その一部を助成する。	市街路灯台帳に掲載されている街路灯	街路灯に係る電気料はその年間総額の3分の1を乗じて得た額の以内とする。撤去が必要な街路灯は、その撤去費用に3分の1を乗じて得た額の以内とし、1基当たり2万円を上限とする。

### ●工業関係助成制度 商工労働政課工業振興担当 (TEL82・3131 (代) FAX82・6622)

事業名	内容	補助要件	経費、補助率、限度額等
<b>拡充</b> 工場等設置事業	特定地域内に工場等を新設、移設または増設した場合、およびそれに伴い新たに取得した償却資産に係る固定資産税相当額を第3年度まで助成する。	工場等の新設、移設または増設に直接要する経費が3,000万円以上のものであること。	新設、移設または増設した建物およびそれに伴い取得した償却資産に係る固定資産税相当額を第3年度まで補助。ただし、3カ年の合計額は3,000万円を限度とする。
<b>新規</b> 生産設備取得事業	特定地域内で生産設備を取得した場合、補助金を交付し助成する。	生産設備の取得に伴い新規常勤雇用者が一定数増加するものであること。	生産設備の取得費に100分の10を乗じて得た額以内とし、5,000万円を限度に3年間の分割補助をする。
<b>拡充</b> 工場用地取得事業	工場等を新設、移設または増設するため特定地域内にその用地を取得する場合、取得用地の固定資産税相当額を第3年度まで助成する。	用地取得後3年以内に操業を開始すること。	取得用地に係る固定資産税相当額に第1年度から第3年度まで100分の100を乗じて得た額。ただし3カ年の合計額は2,000万円を限度とする。
<b>新規</b> 空き工場等活用促進事業	中小企業者等が空き工場を賃借して事業を営む場合に家賃の一部を助成する。	原則として5年以上継続して操業すること。	家賃相当額に2分の1を乗じて得た額の範囲内とし、月額15万円を限度とする。ただし、補助金の交付は3年以内とする。
技術・製品等展示会出展事業	展示会等において、自社で開発した製品を出展し、または自社の技術を紹介する場合にその費用の一部を助成する。	県外の工業展、商談会等に市内の中小企業者等が3社以上で協力して出展するもの。または、市長が特に認めた展示会等へ市内の中小企業者が出展するもの。	出展小間料および小間内装飾費用に3分の1を乗じて得た額以内とし、15万円を限度とする。ただし補助金の交付は1事業者につき1年度当たり1回とする。
<b>新規</b> 新製品・新技術開発支援事業	新製品、新技術の開発または研究を行う場合にその経費の一部を助成する。	新製品・新技術開発事業審査会の事業採択を受けたものであること。	補助対象経費に100分の50を乗じて得た額以内とし、50万円を限度とする。

### ●制度資金 商工労働政課工業振興担当 (TEL82・3131 (代) FAX82・6622) または市商工会本所・支所

資金名	融資を利用できる人	資金用途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	その他
中小企業振興資金	市内に工場または事業所を有し、6カ月以上の操業実績のある市税完納の中小企業者等	運転資金	2,000万円	年2.0%	7年以内(据置0カ月)	返済方法 分割返済 保証人 原則不要(法人については代表者が連帯保証人となります) 担保 必要に応じて要する 申込方法 商工会の経営指導員による経営指導を受けた後、商工会経由により書類提出 ※緊急借換対策資金は平成25年3月31日までの受け付けとなります。
		設備資金	2,000万円		7年以内(据置0カ月)	
創業支援資金	市内での新規開業予定者または開業後1年未満の新規開業者で、事業を営むための資金を必要とする者	運転資金	1,000万円	年2.0%	5年以内(据置6カ月)	
		設備資金	1,000万円		7年以内(据置6カ月)	
新事業活性化資金	市内に工場または事業所を有し、1年以上の操業実績のある市税完納の中小企業者等で、事業転換または新分野への進出により経営の多角化を図ろうとする者	運転資金	1,000万円	年1.9%	5年以内(据置6カ月)	
		設備資金	2,000万円		7年以内(据置6カ月)	
経営安定特別資金	市内に工場または事業所を有し、6カ月以上の操業実績のある市税完納の中小企業者等で、次のいずれかに該当する者 (1) 中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までまたは第8号の適用を受ける者 (2) 経理状態が明確であり、経済事情等の変動により、直近3カ月間の売上が前年同期比で10%以上減少している者	運転資金	1,000万円	年1.6%	7年以内(据置12カ月)	

※融資のあっせんは、長野県信用保証協会の保証に付するものとし、創業支援資金の場合、創業関連保証を利用できるものに限り、また、新規開業予定者の場合、創業支援資金の融資上限は、1,000万円を超える額について自己資金と同額までとします。  
 ※次の①から④の場合は設備資金の対象とはなりませんのでご注意ください。①貸借対照表の固定資産に計上されないもの。②不動産取得のうち、先行投資的なもの。または過剰取得的なもの。③すでに設備取得等がなされているもの。④車両等の購入で使用目的が不明確なもの。(自動車の場合原則として「1」および「4」ナンバー車に限る)  
 ※信用保証料の5分の4が全額補助に、また、緊急借換資金を除く資金は一定の要件のもとで、最大1.0%分の利子補給(1年間分)

### ●制度資金の申し込み時の必要書類

必要書類		提出部数	発行	必要書類		提出部数	発行
1	融資あっせん申込書	3	商工会	8	創業計画書(創業支援資金の場合) 事業概要、創業準備の状況、運転資金計画、設備計画等	3	商工会
2	決算書等 [個人] 青色申告決算書または白色申告収支内訳書(7月以降の申し込みは、直近4カ月以内の試算表) [法人] 決算書、試算表(直近の決算後4カ月を経過している場合)	各3	—	9	創業計画に関する意見書(創業前の方) 計画の妥当性	3	
3	納税証明書 [個人][法人] とも滞納がない証明書(指定様式)	各3(原本1)	市役所	10	事業を営んでいないことを確認できる書類書類(源泉徴収票等)	3	—
4	許可証等の写し(許可等を有する業種) 営業許可書の写し(元請1,500万円以下または下請500万円以下の許認可不要の建設・建築業等は、受注工事明細書を添付)	3	—	11	自己資金を確認できる書類 創業支援資金で融資希望額が1,000万円を超える人	3	—
5	見積書等(設備資金の場合) 見積書、設計書、図面、カタログ、契約書等	3	—	12	収支等計画書(創業後1年未満の人) 収支等に関する計画	3	—
6	資金計画調書 中小企業振興資金用または緊急借換対策資金用	3	商工会	13	印鑑証明書 [個人] 本人名義 [法人] 法人名義 [共通] 保証人名義	各2	市役所 法務局
7	事業計画書(新事業活性化資金の場合) 事業の内容、実施しようとする理由、将来の見通し等	3		14	信用保証委託契約書	1	—
				15	信用保証料補給交付申請書	1	商工会
				16	個人情報の提供に関する同意書	1	—